

# 市民参加実施結果シート

**結果** (途中・**終了**)  
 平成31年4月1日時点

担当課( 建築住宅課 )

2 市民参加の手續 実施結果について		
通称	流山市手数料条例の一部を改正	市が考える市民等への影響 メリット 受益と負担の公平性を保った上で行政サービスを提供することができる。 デメリット なし
名称	流山市手数料条例の一部を改正	
概要	建築基準法の一部を改正する法律により、建築基準法が改正されたことに伴い、流山市手数料条例において、新たに手数料を徴収するものである。	
市民参加の実施結果を踏まえた担当課の意見	パブリックコメント、意見交換会を開催したが、パブリックコメント及び意見交換会での意見はいずれも0件であった。 法改正に伴う手数料条例の改正については、毎回同じ結果となっており、市民参加条例の手續きの必要性について疑問を感じざるを得ない。 現在は、市民参加条例第5条第1項第2号により、市民参加の対象としているが、今後については、市民参加条例第5条第2項第3号の規定により、市民参加の対象外としたいと考えている。 法改正に伴う手数料条例の改正については、千葉県内の特定行政庁(県+21市)でパブリックコメント等の市民参加の手續きを必要としているのは、流山市と我孫子市の2市のみで、千葉県及び他19市では、市民参加は必要としていない。	

## (1) 市民参加の実施内容

市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由	法改正に伴う手数料条例の改正に係る市民参加の方法については、従来よりパブリックコメント、意見交換会を選択している。利害関係者である建築関係者や市民より広く意見を募集するため、パブリックコメント、意見交換会とした。
--------------------------------	--

市民参加の手法	開催告知日	募集期間	受付方法	開催日等	人数等	人数構成内訳	結果の公表	意見の反映	工夫したこと	その他特記事項
パブリックコメント	・広報11月21日号掲載 ・HP 11月21日より掲載	平成30年11月21日から 平成30年12月20日まで	郵送 FAX メール 持参		意見の数 0件		・HP 平成31年1月22日 より掲載	意見を反映した(案を修正した) 案を修正しなかった その他	ホームページ及び広報にて、パブリックコメントによる意見を募集した。	
意見交換会	・広報11月21日号掲載 ・HP 12月4日より掲載 ・関係者へ開催通知を郵送 11月22日		当日、会場にて受付	平成30年12月9日	参加人数 3名 意見の数 0件	一般市民 0名 近隣市設計事務所勤務 3名	・HP 平成31年1月7日 より掲載	意見を反映した(案を修正した) 案を修正しなかった その他	さまざまな人(市民及び建築関係者などの利害関係者)が参加しやすいよう開催日を日曜日に設定した。関係者の参加を促すため、関係団体及び建築士事務所に開催通知(案内)を送付した。	
								意見を反映した(案を修正した) 案を修正しなかった その他		

